

案内

令和7年度 野友平山団地3号棟 募集案内

北川村振興公社 〔電話 30-1954〕
北川村役場 経済建設課 〔電話 32-1222〕

1. 申込みに当たっての注意事項

- (1) 受付後に申請内容について実態調査を行う場合があります。（事前通知はしません）
- (2) 入居者の決定は5月下旬に審査会を実施し、入居者へご連絡します。
- (3) 受付当日、書類等の審査を行いますので、申込者本人以外の代理人の申込みはできません。また、郵送による受付は行いません。
- (4) 申込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。
- (5) 不正な申込みが発見されたときは、入居許可を取り消します。また、勤務先等の変更等により申込時と条件が異なった場合も取り消しの対象となる場合もあります。
- (6) 家族を不自然に分割した申込（夫婦の別居等）は受付できません。
- (7) 動物の飼育は他の入居者の迷惑となるため禁止しています。
- (8) 家賃は入居者の収入に応じた家賃となっています。そのため、毎年入居者の方に収入の申告をしていただき、収入により毎年家賃が変わる場合がありますので、ご承知ください。

（収入の申告がない場合は、一番高い家賃をいただくこととなります。）

2. 申込書受付期間等

受付期間	令和7年4月30日（水）～令和7年5月21日（水） 8時30分～17時15分（12時～13時を除く）
受付場所	北川村振興公社 北川村役場 経済建設課

3. 募集する団地

団地名	所在地	建設年度	間取り等	月額家賃	募集戸数
野友平山団地 3号棟	野友	H17	木造二階建 6帖(洋)×2 6帖(和)／6帖(D) 台所／浴室／便所	① 17,200	1
				② 19,900	
				③ 22,800	
				④ 25,700	
				⑤ 29,300	
				⑥ 33,900	
				⑦ 39,600	

※月額家賃については、申込者の収入に応じて①～⑦段階程度に分かれます。

4. 入居申込資格

村営住宅は、村民に良質な住宅を安い家賃で提供するため、国の補助を受け村民の税金等を使って建設したもので、入居に当たっては公営住宅法及び村条例で次のような要件が定められています。

- (1) 現に同居している親族（同居しようとする親族及び婚約者を含む）があること
- (2) 村長が定める収入基準に適合していること。（「5 収入の条件」「6 入居資格収入認定額」を参照してください。）申込時現在での申込者の収入金額が収入基準の計算対象になります。
- (3) 現に住宅に困っていることが明らかであり、次の選考基準のいずれかに該当することが必要です。

なお、申込者本人に持ち家（自家所有者）がある場合は申込みできません。（ただし、売却や差し押さえ等により、入居指定日までに持ち家（自家所有者）でなくなる事が証明できる場合を除きます。）

ア 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している方

イ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある方

ウ 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している方（自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く）

エ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている方又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている方

オ 上記のアからエに該当する方のほか現に住宅に困窮していることが明らかな方

5. 収入の条件

- (1) 所得税法で定められている所得を基に計算します。（これを「収入認定」といいます）
なお、非課税の収入は算入されませんのでご注意ください。

※非課税収入

雇用保険法による失業給付、傷病手当給付金、休業保証金、労災補償給付金、奨学金、生活保護法による扶助料、母子世帯及び障害者世帯が受ける手当又は年金（障害年金等）、養育費等並びに遺族の受ける恩給・年金等

- (2) 収入認定については、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間の所得を基準として計算します。ただし、給与所得者で令和6年1月2日以降に就職した方は、毎月の平均収入額から1年間の推定収入額を算出して計算します。

また、事業所得者についても、令和6年1月2日以降に事業を始められた方については、毎月の平均所得額から1年間の推計所得額を算出して計算します。（確定申告する際の収支明細書及び領収書等を持参してください。）

なお、詳しいことは北川村振興公社、または北川村役場経済建設課までお問い合わせください。

6. 入居資格収入認定額

- (1) 入居しようとする方の年間所得金額（給与所得者の場合は、「給与所得控除後の金額」）から別表の控除を行い12月で割った額（認定月額）が、158,000円以下の世帯に入居資格があります。

ただし、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間に限り、定住促進のためいずれの世帯についても259,000円を超えない世帯に入居資格があります。

7. 申込みに必要な書類 ◎は必須

- ◎ (1) 村営住宅入居申込書（募集案内に同封してあります。）
- ◎ (2) 市町村発行の所得（収入）証明書
入居しようとする方の令和6年度（令和5年分）の所得証明書
※所得が0円でも必要です。
※所得証明書は、令和6年1月1日現在に住民登録をしている市町村で発行します。
（認め印と手数料が必要です。）
※生活保護受給中の方は、本人の氏名を記入した福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」を提出してください。この場合、所得証明書は不要です。
- ◎ (3) 納税証明書（申込者のみ）
市町村税の滞納がない証明を、令和6年1月1日現在に住民登録をしている市町村で取得してください。
- (4) 勤務先の収入証明書（給与所得者のみ必要です。）
令和6年1月2日以降に勤務先を変更された方は、現勤務先から支給された給与の明細（令和6年1月以降）を入居申込書の給与所得欄に記入し、勤務先の証明印をもらって下さい。
- (5) 事業所得者で令和6年1月2日以降に事業を始めた方は、確定申告する際の収支明細書を持参して下さい。（保険外交員も事業所得者になります。）
- (6) 離職表、雇用保険受給者資格者証または退職証明書
令和5年中は給与所得者で、申込み時点で無職の方は提出（コピー可）してください。
- ◎ (7) 住民票（続柄、本籍等省略していないもの）
- ◎ (8) 健康保険証
- (9) 身体障害者の方については、身体障害者手帳を持参して下さい。

(10) 家賃領収書（アパート等に居住している方）

過去6ヶ月分を持参してください。確認後お返しします。

(11) その他

必要に応じ、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

なお、詳しいことは 北川村振興公社 または北川村役場 経済建設課 までお問い合わせください。

8. その他

(1) 入居に際しては、家賃3ヶ月分の敷金の納入及び2名の連帯保証人が必要です。

(2) 入居後は、必ず住民票を団地の住所（所在地）に移していただきます。

(3) 入居後の家賃は、原則として口座振替で納入していただきます。

(4) 入居後、申込時点の内容に変動があった場合は、所定の手続きが必要です。

(5) 月額家賃は収入に応じて毎年変わります。